

令和4年度

第1回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年4月12日

湯沢市農業委員会

第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年4月12日(火) 午後1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後1時35分

閉会 午後2時25分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	沓澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後1時35分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄
班 長 井川 信博
主 事 佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第1号 第9回・第10回運営委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 農地所有適格法人の報告等

3 議 案

議案第1号 職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第6号 農地・非農地の判断を要する土地について

議 事	
議 長	<p>開会宣言 <u>午後1時35分</u> 委員総数19名中、全員の出席であります。会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、<u>9番 西村 一 委員、10番 加藤 エリ子 委員</u>、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告4件、議案6件であります。議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手のうえ、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p> <p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p>
議 長	<p>次に報告第1号「第9回及び第10回運営委員会の報告」をお願いします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(18番 高橋 敬悦会長職務代理者、挙手)</p> <p>18番 高橋 敬悦会長職務代理者。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(第9回・第10回運営委員会報告、朗読説明)</p> <p>報告第1号「第9回及び第10回運営委員会の報告」について、ご質問はありませんか。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p>

議 長	次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p>
井川班長	<p>議案書 2 ページをご覧ください。</p> <p>1 賃貸借契約合意解約通知は 5 件、面積 13,155㎡であります。解約理由は、整理番号第 97 号、99 号は「貸人の都合による」、整理番号第 98 号は「第三者へ利用権設定するため」、整理番号第 100 号、101 号は「耕作者の都合による」となっております。</p> <p>次に 2 使用貸借契約合意解約通知は 1 件、面積 523㎡であります。解約事由は、「第三者に利用権設定するため」となっております。</p> <p>続きまして議案書 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地所有適格法人の報告等についてであります。</p> <p>「農地法第 6 条第 1 項の規定により耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令に基づき、農業委員会に報告すること」となっているものです。</p> <p>この報告にあたり、農地所有適格法人 34 法人中 29 法人から報告書の提出があり、5 法人について報告が遅れておりましたが、内 1 法人の報告書が議案作成後に提出となっております。議案書 4 ページから 12 ページに法人要件確認書が記載されておりますので後ほどご確認ください。</p> <p>要件の適否については、昨年 4 法人が従事者等の要件で「否」でありましたが、本年度は報告を頂いている全ての法人で「適」となっております。</p> <p>法人報告書の提出については、年度事業終了後 3 ヶ月以内に農業委員会へ提出することが義務付けられており、未報告法人については引き続き報告を求めて行く予定です。報告は以上です。</p>
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 1 号「職員の任免について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p>
大野事務局長	<p>議案書 13 ページをご覧ください。議案第 1 号「職員の任免について」農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項に伴い、次の者についての任免を要する。令和 4 年 4 月 12 日提出。</p>

大野事務局長	4月1日付けで阿部 武彦班長が産業振興部 観光・ジオパーク推進課へ転出し、総務課人事給与班から、小松 幹主査が転入いたしました。
議 長	議案第1号「職員の任免について」質疑を行います。何かご質問ございませんか。
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第1号「職員の任免について」採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手、異議ないものと認め、議案第1号「職員の任免について」任免することといたします。それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和4年4月12日提出。</p> <p>議案書15ページをご覧ください。賃貸借権設定は1件、面積3,061㎡であります。申請事由は、高齢による経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書16ページと17ページをご覧ください。所有権移転は4件、全体面積が10,746㎡であります。申請事由は、申請番号第50号、52号は農業廃止のため、申請番号第51号と53号は経営縮小によるものです。</p> <p>うち、第50号、51号、53号が贈与。第52号については売買で、価格は資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第2号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。</p> <p>案件を、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>

井川班長	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年4月12日提出。
議 長	<p>ここで、議案書19ページの利用権設定整理番号「第483号」が1番 高橋忠雄 委員、「第484号」が16番 佐藤 栄子 委員、「第485号」が18番 高橋敬悦 委員 に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは利用権設定「整理番号第483号」を審議しますので、1番 高橋忠雄 委員の退席をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(1番 高橋 忠雄 委員、退席) (午後1時51分)</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書19ページをご覧ください。利用権設定整理番号第483号は、賃貸借権の新規設定で、面積は11,644㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。利用権設定整理番号第483号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(1番 高橋 忠雄 委員、着席) (午後1時52分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定整理番号第484号を審議しますので、16番 佐藤 栄子 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(16番 佐藤 栄子 委員、退席) (午後1時53分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>

井川班長	<p>同じく議案書19ページをご覧ください。利用権設定整理番号第484号は、賃貸借権の新規設定で、面積は2,831㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手) 全員挙手。利用権設定整理番号第484号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(16番 佐藤 栄子 委員、着席) (午後1時54分)</p> <p>次に利用権設定整理番号第485号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後1時54分)</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
井川班長	<p>同じく議案書19ページをご覧ください。利用権設定整理番号第485号は、賃貸借権の新規設定で、面積は2,025㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手) 全員挙手。利用権設定整理番号第485号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後1時55分)</p> <p>次に、議案第3号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願いいたします。</p>

議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案書20ページから23ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が15件、面積は82,233㎡であります。新規の設定が12件、再設定が3件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は3件、面積は23,134㎡、内、新規が2件、再設定が1件であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 全員挙手。議案第3号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。 次に利用権移転について審議します。事務局より説明をお願いいたします。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権移転について、議案書24ページをご覧ください。 利用権移転は1件、面積は1,535.50㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
4番	譲渡人は新規就農者だったと思うが、譲渡に至った経緯は。
大野事務局長	当初、譲渡人(佐藤氏)と譲受人(吉泉氏)は、新規就農者で共同でセリを栽培していたが、昨年の3月に譲渡人(佐藤氏)が離農届けを提出している。今後は、譲受人が営農を継続する。なお、譲渡人は農業次世代投資事業等の制度利用により資金援助を受けていたが、中止後、1年間の営農継続があったため、資金の返還は生じておりません。
議長	それでは質疑を終了し、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。
議長	(全員挙手) 全員挙手。議案第3号の利用権移転について、計画のとおり決定することといたします。

議長	次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。
議長	（井川班長、挙手） 井川班長
井川班長	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年4月12日提出。</p> <p>議案書26ページから29ページをご覧ください。利用集積計画整理番号（転貸人へ）は12件、面積55,582㎡であります。貸付理由は経営縮小が10件、農業廃止が2件となっております。利用集積計画整理番号（転借人へ）は7件、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。
議長	<p>（質問なしの声あり）</p> <p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手） 全員挙手。</p>
議長	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」について、計画のとおり決定することといたします。
議長	次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。
議長	（井川班長、挙手） 井川班長。
井川班長	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。</p> <p>令和4年4月12日提出。</p> <p>議案書31ページをご覧ください。</p>


	<p>農地中間管理事業（移転）の配分計画案は1件、面積は9,809㎡であります。</p> <p>うち、田 7,320㎡ が賃貸借権、畑 2,489㎡が使用貸借権設定によるもので、売買価格については、総会資料記載のとおりであります。申請事由は経営拡張のためであり、配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和4年4月26日となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>配分計画案について何かご質問ございませんか。</p>
議 長	<p>（質問なしの声あり）</p> <p>質問なしの声がありますので、配分計画案について採決を行います。</p> <p>賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（全員挙手）</p> <p>全員挙手。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」計画のとおり承認することといたします。</p>
	<p>次に、議案第6号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>（井川班長、挙手）</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第6号「下限面積（別段の面積）の設定について」</p> <p>「農業委員会の適切な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知、平成22年12月22付け一部改正）により、農地法第3条第2項第5号の別段の面積について決定を要す。</p> <p>令和4年4月12日提出。</p> <p>議案書33ページをご覧ください。</p> <p>（議案書33ページを朗読説明）</p> <p>説明は以上です</p>
議 長	<p>議案第6号「下限面積（別段の面積）の設定について」について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
17番	<p>近隣市町村（県内）の下限面積について、状況を参考までにお聞きしたい。</p>
井川班長	<p>横手市が0.1a(10㎡)、羽後町と東成瀬村、大仙市においては、湯沢市と同様の10a、秋田市は30a となっております。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 （午後2時15分）</p>
議 長	<p>再開します。 （午後2時20分）</p>

議 長	質疑を終了し、採決を行います。 賛成の方の挙手を求めます。
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第6号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、別段の面積を原案のとおり決定することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時21分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和4年4月12日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 9番 西村 一 

署名委員 10番 加藤 エリ子 